

いちのせきジェンダー平等推進プラン

(第5次いちのせき男女共同参画プラン)

「互いの違いを認め合い 支え合い

誰もが可能性を発揮できるまちづくり」

令和8年3月

一 関 市



はじめに

本市では、平成19年度の第1次プラン策定以来、現在の第4次プランに至るまで、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に進めてまいりました。こうした取り組みの積み重ねにより、市民の皆様の理解と協力が深まり、地域の様々な場面で女性をはじめ多様な人材が力を発揮する姿がみられるようになってきております。

しかしながら、依然として家庭や地域に残る固定的な性別役割分担意識、世代による価値観の違い、多様性に対する理解の不足など、解決すべき課題は少なくありません。人口減少や少子高齢化が進む今こそ、若者や女性を含むひとりひとりが「このまちで生きたい」と思える環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、第5次となる本プランでは、名称を「いちのせきジェンダー平等推進プラン」へ改め、ジェンダー平等の視点をより明確に位置付けました。本プランでは、ジェンダー平等への意識を高めること、個性を尊重し多様性への理解を促進すること、女性の活躍支援と意思決定過程への参画拡大、若者・女性が活躍できる環境づくり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、暴力のない社会の形成と困難な問題を抱える女性の支援体制の強化、さらに防災におけるジェンダー平等の推進など、今日の社会情勢や地域課題に応じた施策を盛り込みました。

令和12年度までの5年間、本プランの基本理念である「互いの違いを認め合い 支え合い 誰もが可能性を發揮できるまちづくり」の実現を目指し、国際社会が掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の理念も踏まえながら、市民の皆様、地域団体、民間事業者、関係機関など多様な主体と力を合わせて取り組みを進めてまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、市民アンケートやワークショップを通じて貴重なご意見をお寄せいただいた皆様、そして一関市男女共同参画プラン推進懇話会の委員の皆様をはじめ、多くの皆様にご協力を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

一関市長 佐藤 善仁

目 次

第1章 プランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 第1節 プラン策定の趣旨
- 第2節 プランの性格及び位置付け
- 第3節 プランの期間
- 第4節 SDGsを踏まえた取組

第2章 市のジェンダー平等の現状、これまでの取組と課題・・・・・・・・5

- 第1節 ジェンダー平等の現状
- 第2節 第4次いちのせき男女共同参画プランの取組による成果
- 第3節 プラン策定に係る市民ワークショップの開催結果
- 第4節 ジェンダー平等をめぐる課題

第3章 プランの基本理念、基本目標及び施策の方向性・・・・・・・・24

- 第1節 基本理念
- 第2節 基本目標
- 第3節 施策の方向性

第4章 各種施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

- 第1節 プランの体系
- 第2節 重点施策
- 第3節 基本施策
 - 1 ジェンダー平等の視点に立った意識改革の促進
 - 2 個性を尊重し、誰もが能力を発揮できる地域社会の構築
 - 3 誰もが安心して生活できる環境づくり
- 第4節 主な指標

第5章 プランの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

- 第1節 プランの推進体制
- 第2節 推進を担う主な主体とその役割
- 第3節 プランの進行管理

資 料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

- プラン策定経過
 - 一関市男女共同参画プラン推進懇話会設置要綱・委員名簿
 - 一関市男女共同参画推進本部設置要綱・委員名簿

第1章 プランの概要

第1節 プラン策定の趣旨

第2節 プランの性格及び位置付け

第3節 プランの期間

第4節 S D G s を踏まえた取組

第1章 プランの概要

第1節 プラン策定の趣旨

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」により、性別に関係なく個人の能力が発揮できる社会の実現を目指す方針が掲げられました。以降、国・自治体・企業・市民が連携し、環境整備に取り組んできました。

国際的にも、平成27年に国連で採択された「2030アジェンダ」により、SDGsの目標5「ジェンダー平等」が掲げられ、世界的に関連施策が加速しており、国内でも、これまでに以下のような法整備が進められてきました。

- 男女共同参画社会の形成の促進に関する法律（平成11年）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年／令和7年改正）
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年）
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年）

令和7年に内閣府が公表した「男女共同参画白書」では、若年層、特に女性の地方から都市への流出傾向や、その背景にある雇用環境、固定的な性別役割分担意識などが分析され、「魅力ある地域づくり」が男女共同参画の重要な課題であることが明記されています。また、女性の活躍と男女共同参画のさらなる推進を目的とした「女性版骨太の方針2025」では、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり、あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大、個人の尊厳が守られ安全・安心が確保される社会の実現などが重点的に掲げられており、地方自治体においてもこれらの視点を踏まえた施策の充実が求められています。

本市においても、人口減少や少子高齢化の進行は深刻な課題となっています。本市の市民意識調査においても、社会全体の男女の平等感や家庭での役割分担に関する項目などで、固定的な性別役割分担意識が依然として根強いことが明らかになっています。

本市では、これまで男女共同参画を推進するため、「いちのせき男女共同参画プラン」を策定し、各分野での取組を行ってきました。

- 「いちのせき男女共同参画プラン」 （計画期間 平成19年度から平成23年度）
- 「第2次いちのせき男女共同参画プラン」 （計画期間 平成24年度から平成27年度）
- 「第3次いちのせき男女共同参画プラン」 （計画期間 平成28年度から令和2年度）
- 「第4次いちのせき男女共同参画プラン」 （計画期間 令和3年度から令和7年度）

現在の第4次プランは令和8年3月で終了することから、これまでの成果を検証するとともに、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえ、令和8年度からの5年間を対象とする第5次プランを策定します。

また、性のあり方が多様化する中で、「男女共同参画」という言葉の捉え方にも変化がみられるようになってきました。こうした状況を踏まえ、第5次プランでは名称を「いちのせきジェンダー平等推進プラン」へ変更します。

第2節 プランの性格及び位置付け

1 プランの性格

本プランは、一関市総合計画を上位計画とし、各分野別に策定された諸計画との整合を図りながら、本市におけるジェンダー平等の推進と男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性を明らかにするとともに、市民・行政・関係機関等が取り組む際の基本指針とするものです。

2 プランの位置付け

本プランは、以下に掲げる関連法令に基づく法定計画として位置づけられます。

- ①「男女共同参画社会の形成の促進に関する法律（男女共同参画社会基本法）」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- ③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- ④「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」

「男女共同参画社会基本法」とは

男女が互いに人権を尊重し、性別にとらわれず能力を発揮できる社会（男女共同参画社会）をつくることを目的とする法律です。①男女の人権の尊重、②社会制度や慣行への配慮、③政策立案・決定への共同参画、④家庭生活と仕事・地域活動の両立、⑤国際的協調の5つの基本理念を掲げています。

「女性活躍推進法」とは

企業や自治体が女性の採用・昇進・働きやすさに関する状況を把握し、行動計画や情報公開を通じて女性が職業生活で能力を十分に発揮できる環境を整備することを目的とした法律です。

「DV防止法」とは

配偶者や恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を防止し、被害者の保護や自立支援を行うために、国や自治体に施策の実施を義務づけ、保護命令制度や相談体制を整備することを定めた法律です。

「困難女性支援法」とは

生活困窮やDV、性暴力など多様で複合的な問題を抱える女性に対し、人権尊重や自立支援の視点から、国や自治体が包括的で切れ目のない支援を行うことを定めた法律です

第3節 プランの期間

本プランは、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。
なお、社会情勢や国の動向、進捗に応じて、必要に応じて見直しを行います。

第4節 SDGsを踏まえた取組

平成27年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国際社会が一致して取組を進めています。本市もこの理念に賛同し、令和3年に「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて優れた取組を進める自治体である「SDGs未来都市」に内閣府から選定され、積極的に施策を推進しています。

17の目標の一つである目標5「ジェンダー平等の実現」は、すべての人がその個性と能力を最大限に発揮できる社会の構築を目指すものであり、世界的にも重要課題とされています。日本においても、ジェンダーギャップ指数が依然として低水準にあることから、国・地方自治体が連携し、取組の加速が求められています。

「ジェンダー」とは

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーといいます。

「ジェンダー平等」とは

ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることをいいます。

「SDGs（エスディーゼズ）」とは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

目標の達成にあたっては、SDGsを踏まえて取り組むこととし、達成目標に対応するアイコンを併記しました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 市のジェンダー平等の現状、 これまでの取組と課題

第1節 ジェンダー平等の現状

第2節 第4次いちのせき男女共同参画プランの取組による成果

第3節 プラン策定に係る市民ワークショップの開催結果

第4節 ジェンダー平等をめぐる課題

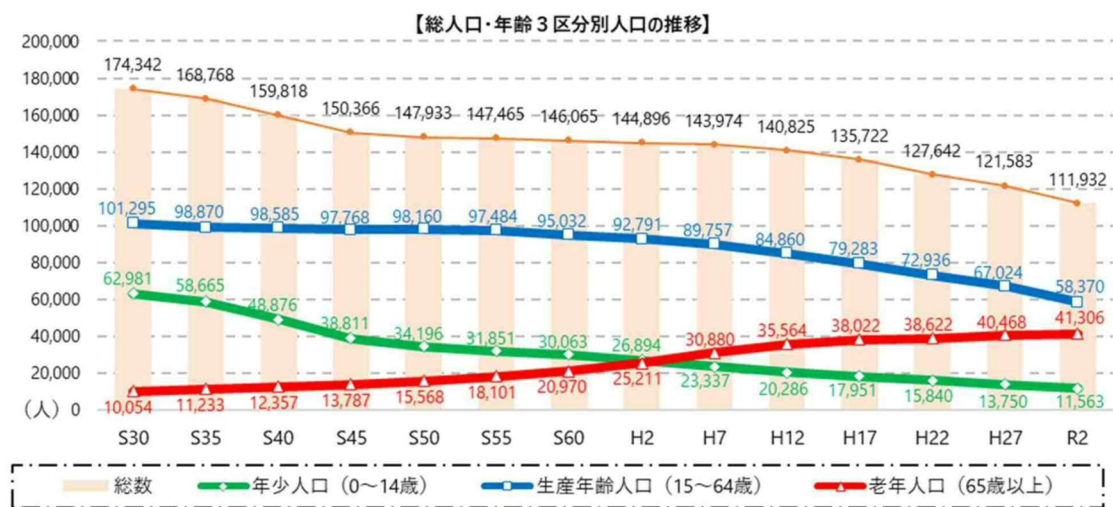
第2章 市のジェンダー平等の現状、これまでの取組と課題

第1節 ジェンダー平等の現状

1 一関市人口ビジョン（抜粋）

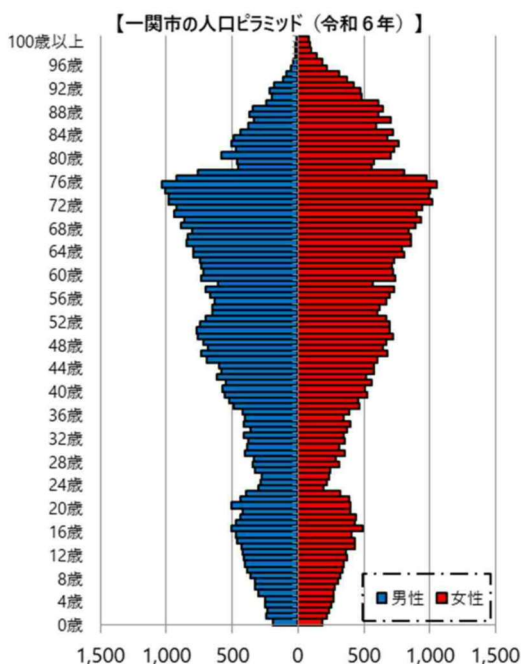
(1) 総人口、年齢区分別人口の推移

- ・ 総人口は、昭和30年（1955年）をピークに、減少が続いています。
- ・ 平成2年（1990年）から平成7年（1995年）までの間に、老年人口が年少人口を上回り、以降、総人口に占める老年人口の割合は増加し続けています。



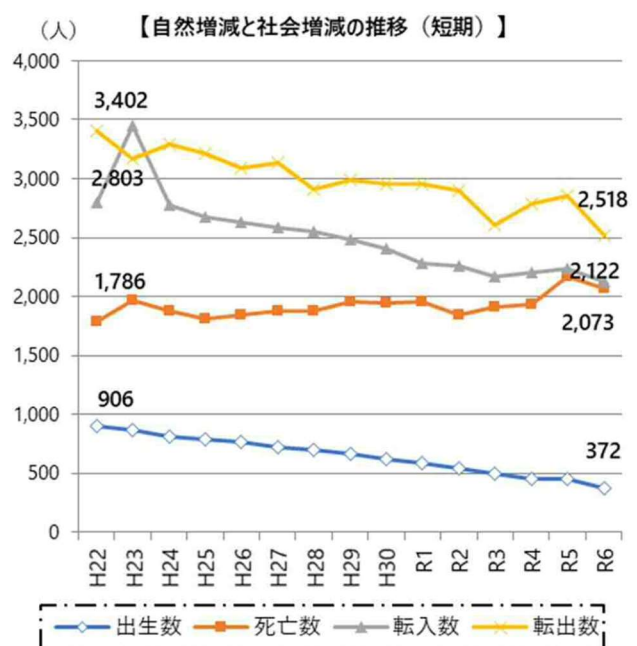
(2) 人口構造

- ・ 生産年齢人口のうち、25~29歳の人口が最も少なくなっています。



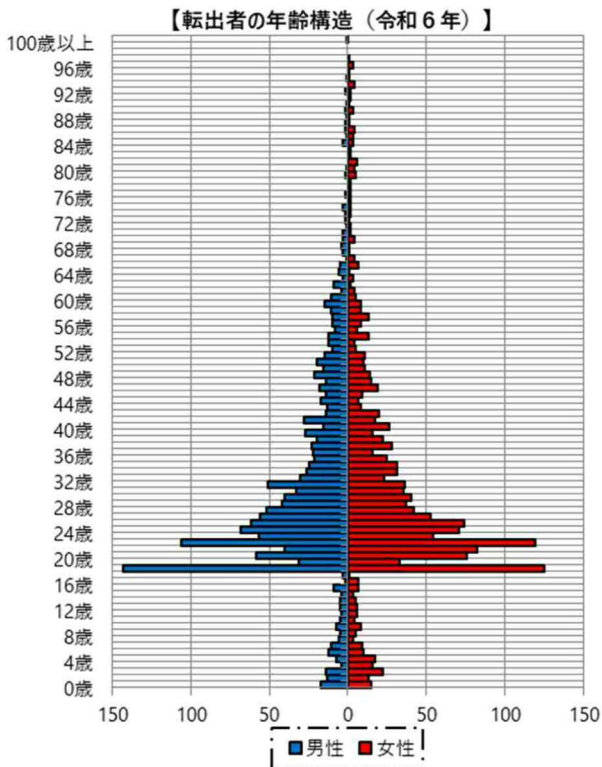
(3) 自然増減と社会増減

- ・ 死亡数が出生数を上回る自然減と、転出数が転入数を上回る社会減が続いています。



(4) 転出者の年齢構造

・男女ともに10代後半から20代後半までの転出が多くなっています。



(5) 転入、転出の状況（R6：都道府県別）

・男女別に見ると、宮城県や東京圏への女性の転出超過数が多くなっています。

男性 (単位：人)

	転入前	転出先	差
総計(全都道府県)	1,175	1,369	▲194
岩手県	435	427	8
宮城県	204	305	▲101
東京圏 ※	240	293	▲53

女性

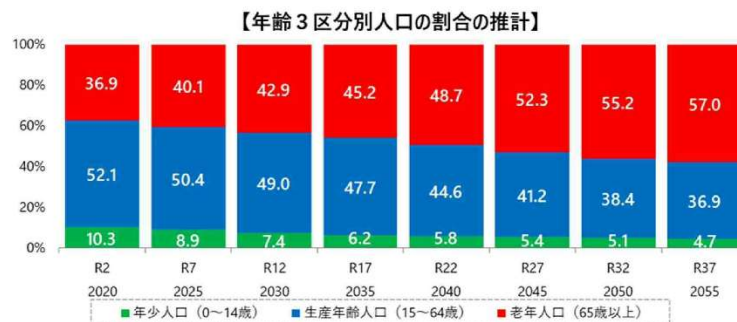
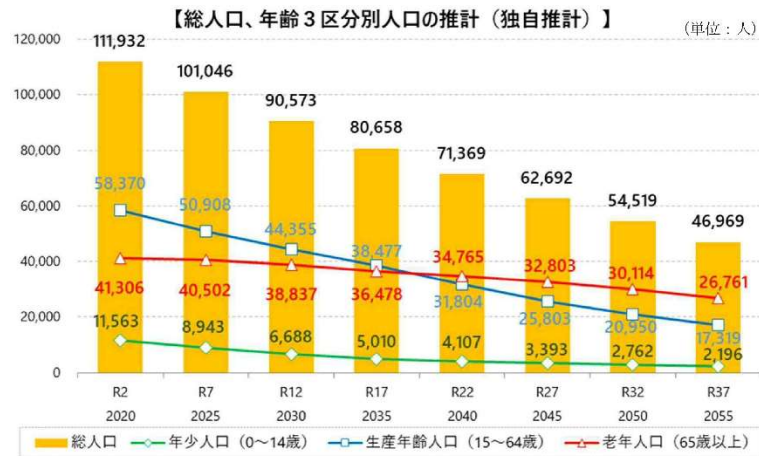
	転入前	転出先	差
総計(全都道府県)	989	1,299	▲310
岩手県	382	431	▲49
宮城県	188	329	▲141
東京圏 ※	183	269	▲86

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の合計

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告参考表第1表・第2表」
(令和6年1月1日から12月31日まで)

(6) 総人口、年齢3区分別人口の割合の推計

・令和17年（2035年）から令和22（2040年）までの間に、老年人口が生産年齢人口を上回り、令和27年（2045年）以降は総人口に占める割合が5割以上となります。



2 男女共同参画に関する市民意識

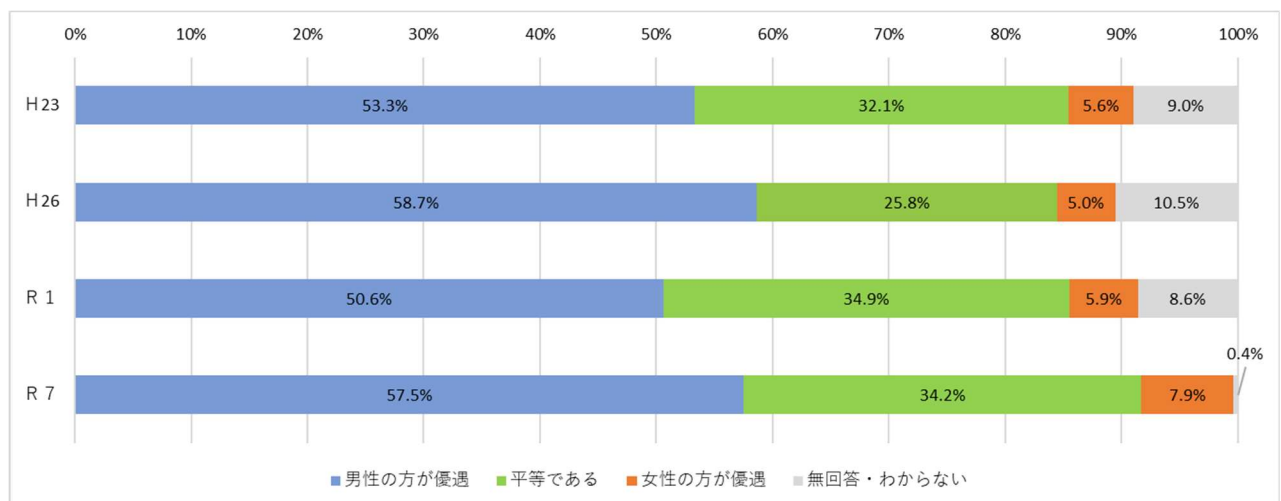
市では、市民の男女共同参画に対する意識や現状を把握するため、男女共同参画推進市民意識調査（以下、「市民アンケート」）を毎年行っています。

《市民アンケートの概要》

ア 実施時期	令和7年8月14日から9月12日まで
イ 対象者	18歳以上80歳未満の市民を対象に性別、年代ごとに住民基本台帳登録者数の3%を無作為抽出
ウ 抽出数	2,321人
エ 調査方法	調査票によるアンケート調査（Webフォームまたは郵送による回答）
オ 回答者数	570人
カ 回答率	25.6%

(1) 男女の平等感について

「あなたは社会全体で見た場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか」の設問に対しては、「男性の方が優遇されている」が依然として50%台という状況にありますが、「平等だと思う」についても横ばいの状況です。

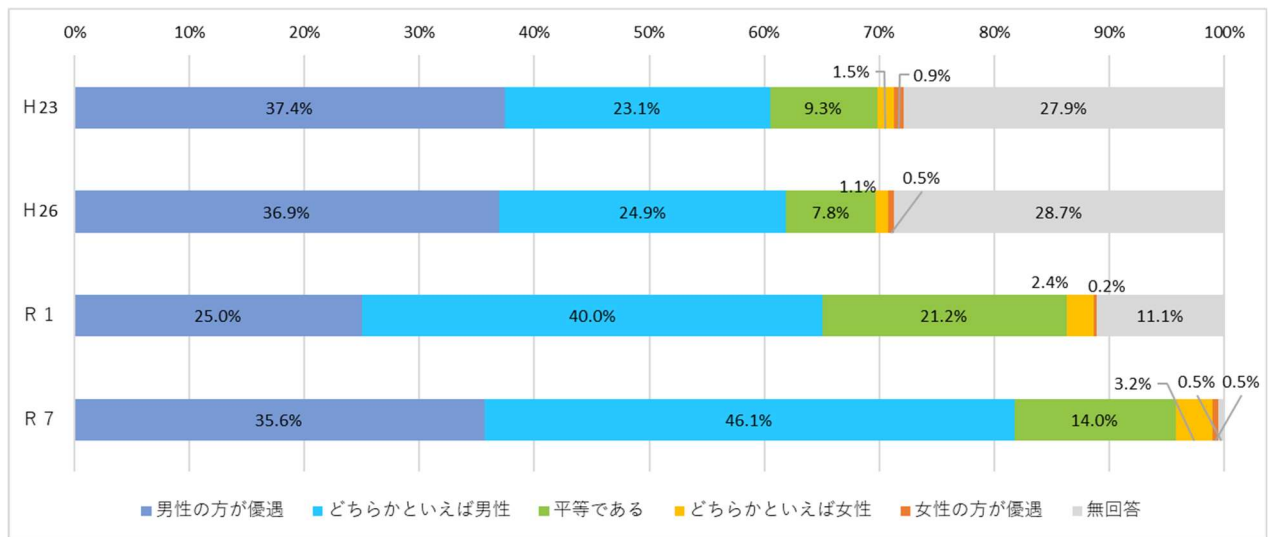


(2) 生活の各場面における男女の平等感について

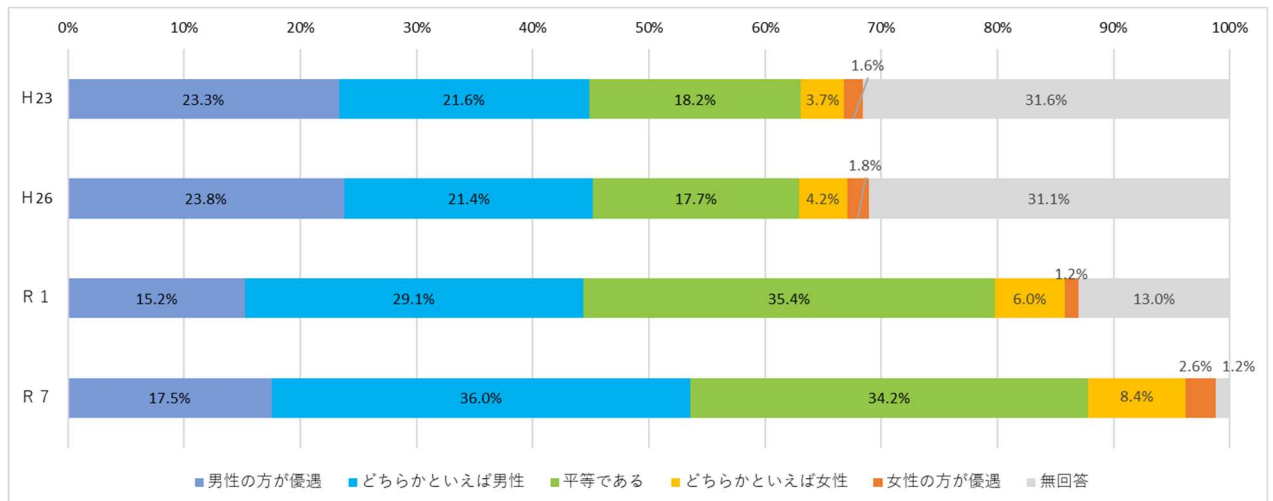
「次にあげる場面において、あなたの身の回りでは男女平等になっていると思いますか」の設問に対しては、令和元年度の調査と比較すると、横ばいまたは減少の傾向がみられます。

特に、「社会通念、習慣、しきたり」では、81.7%、「地域活動」では49.6%の人が、「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と考えており、根強い男性優遇の傾向が見られます。

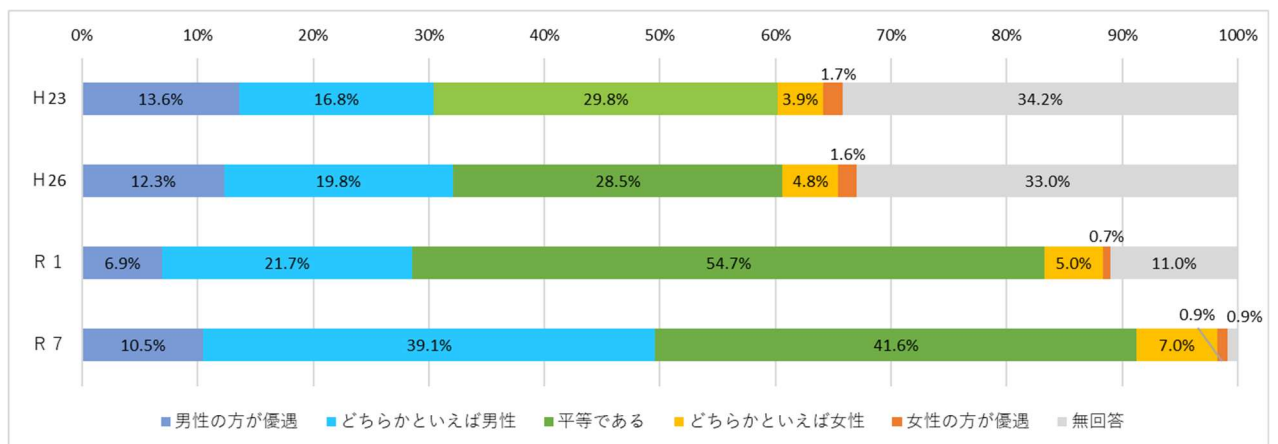
○社会通念、習慣、しきたり



○職場



○地域活動



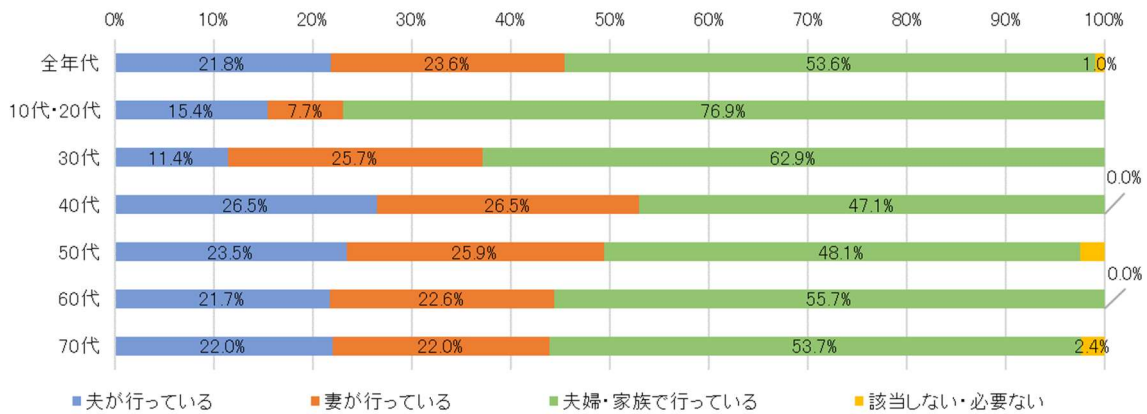
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

(1) 家庭生活における夫婦の役割分担について

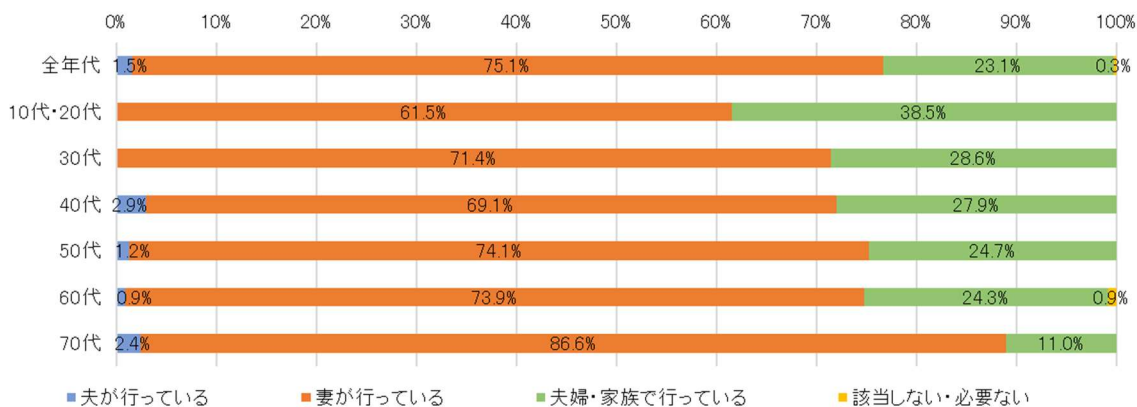
「あなたの家庭では次の項目の家事などを主に誰が行っていますか」では、年代による意識の違いが見られ、若年層ほど「夫婦・家族で分担する」の割合が高い傾向があります。

しかし、家事全般については、いまだに女性の負担が大きくなっています。

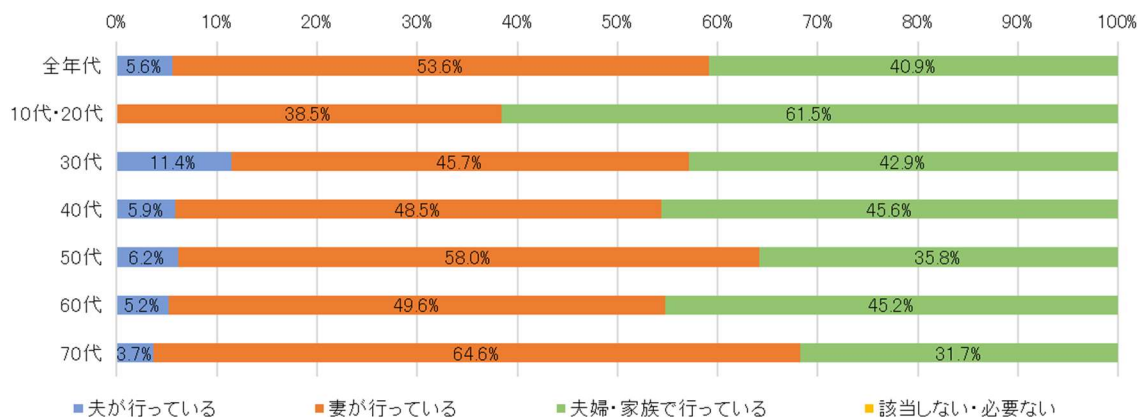
○家計全体のやりくり（高額商品の購入決定を含む）



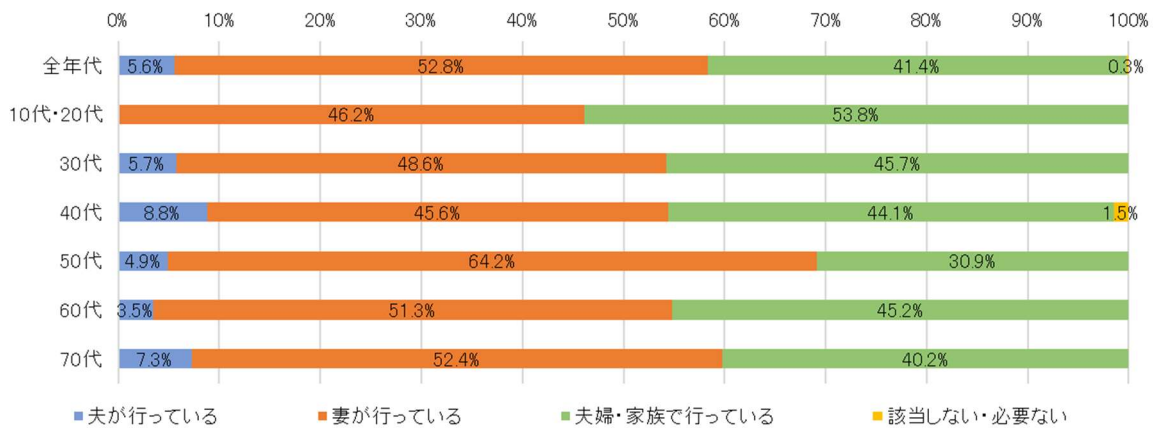
○食事の支度



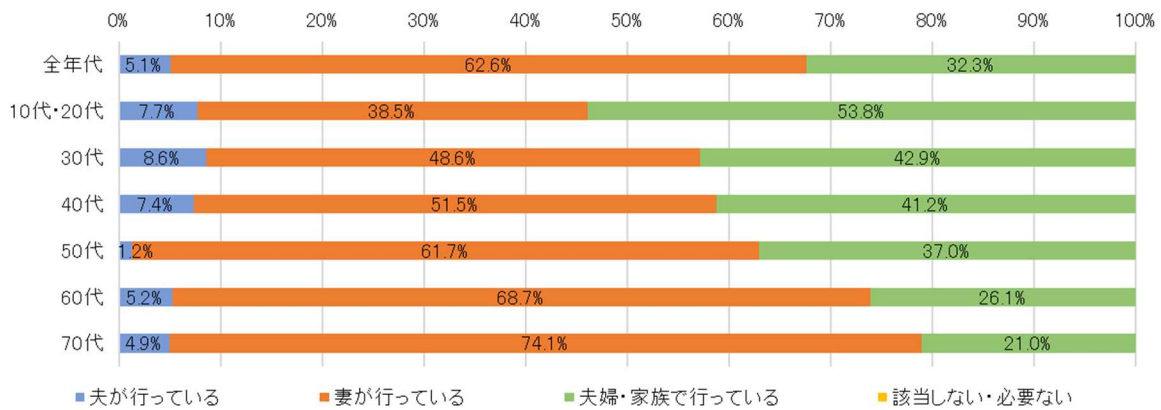
○食事の後片付け



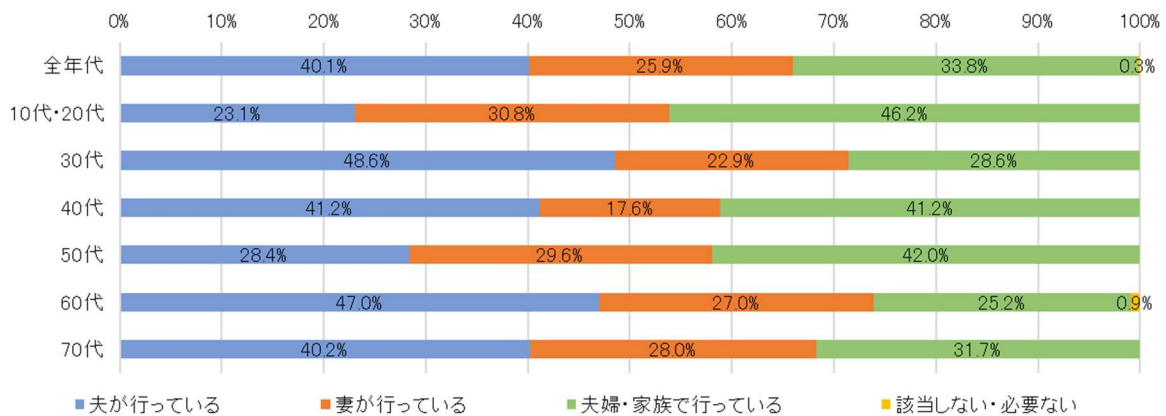
○掃除



○洗濯



○ごみ出し



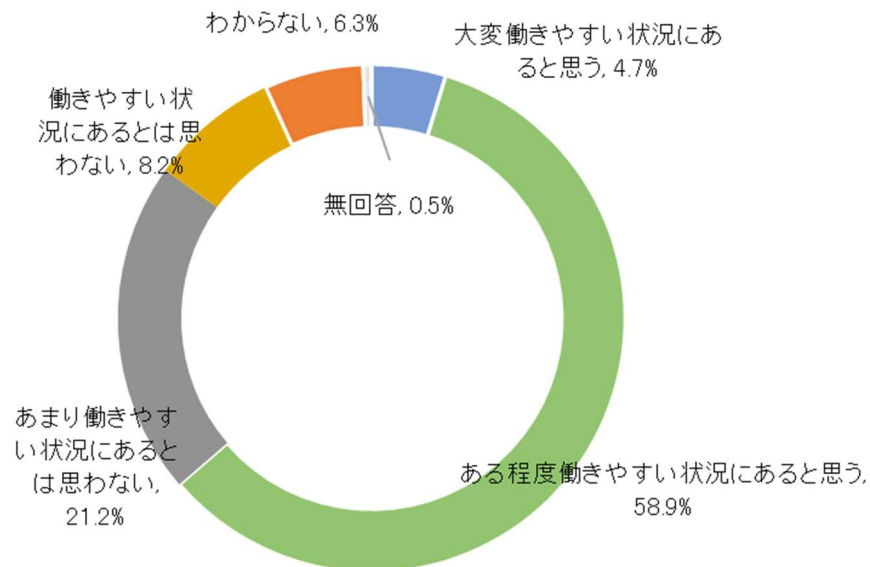
出典：「市民アンケート」より抜粋

(2) 女性の働きやすさ

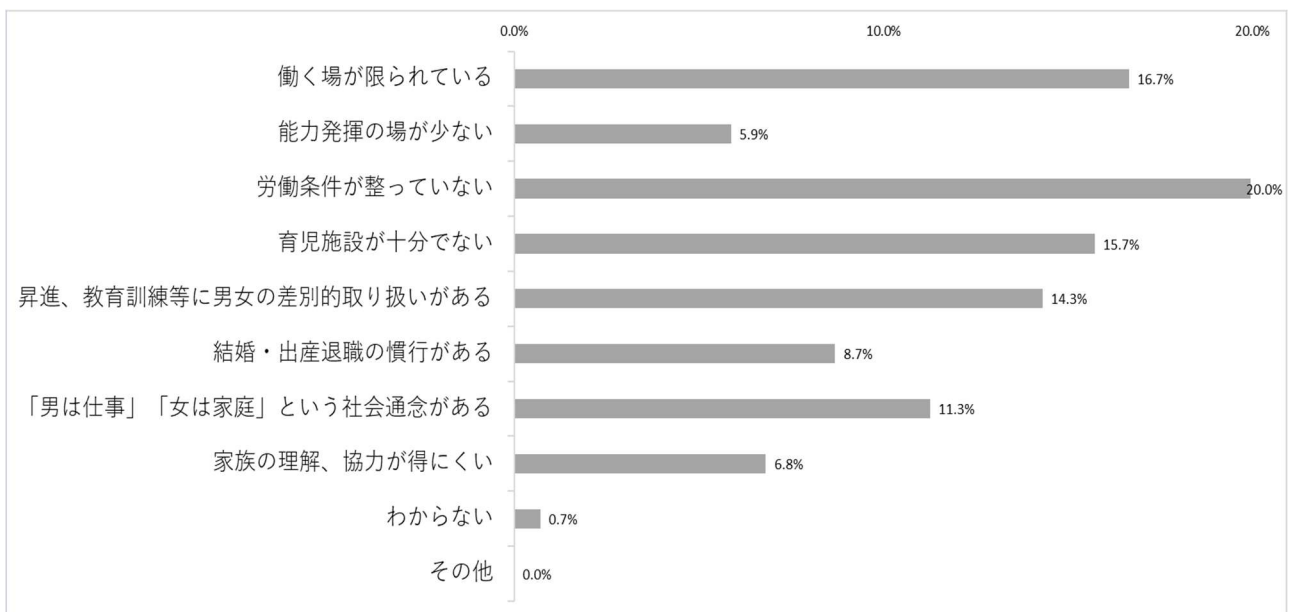
「現在の社会は、女性が働きやすい状況にあると思いますか」では、「大変働きやすい」と回答した割合は4.7%、「ある程度働きやすい」と回答した割合は、58.9%となっています。

反対に、「あまり働かない」「働かない」と回答した人の理由は、「労働条件が整っていない」「働く場が限られている」「育児施設が十分でない」などが多くなっています。

○ 現在の社会は、女性が働きやすい状況にあると思いますか



○ 「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」または「働しやすい状況にあるとは思わない」と答えた方にお伺いします。それはどのような理由からでしょうか。(3つまで選択)



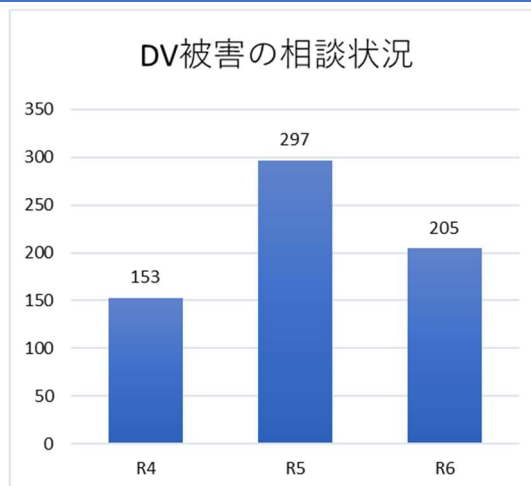
出典：「市民アンケート」より抜粋

4 DV被害の相談状況と防止対策の認知度

(1) DV被害の相談状況

配偶者等からの暴力についての相談件数は、令和6年度では205件となっており、令和5年度の297件と比較すると92件の減となっています。

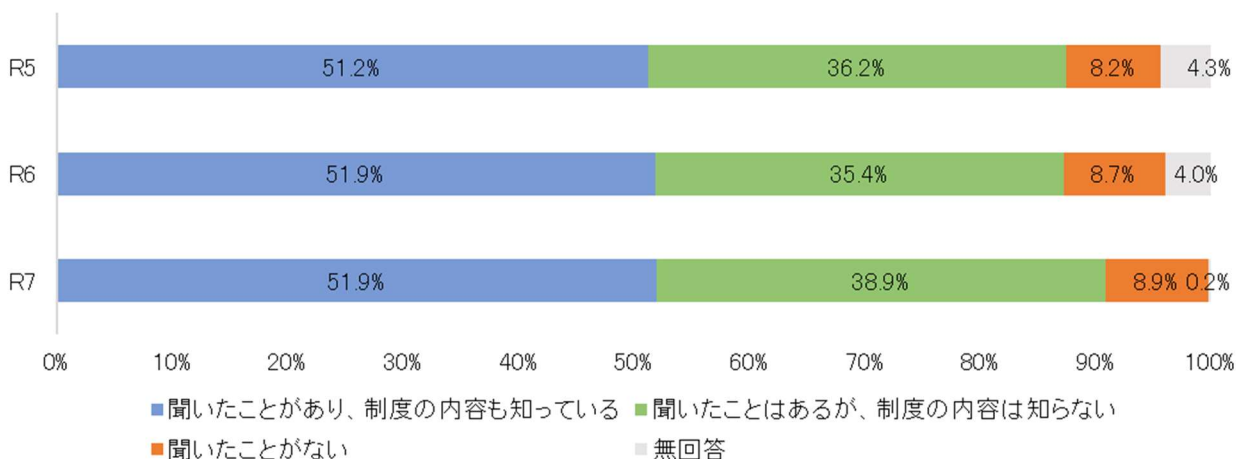
※DV…ドメスティック・バイオレンス：配偶者やパートナーに対する身体的・心理的・経済的・性的暴力、社会的隔離



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」より抜粋

(2) DV防止法の認知度

市民アンケートの『DV防止法』（配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律）について、あてはまるものをお選びください」の設問に対し、51.9%の人が、「聞いたことがあり、制度の内容も知っている」と回答しており、「聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」と合わせると、90.8%の人に認知されています。

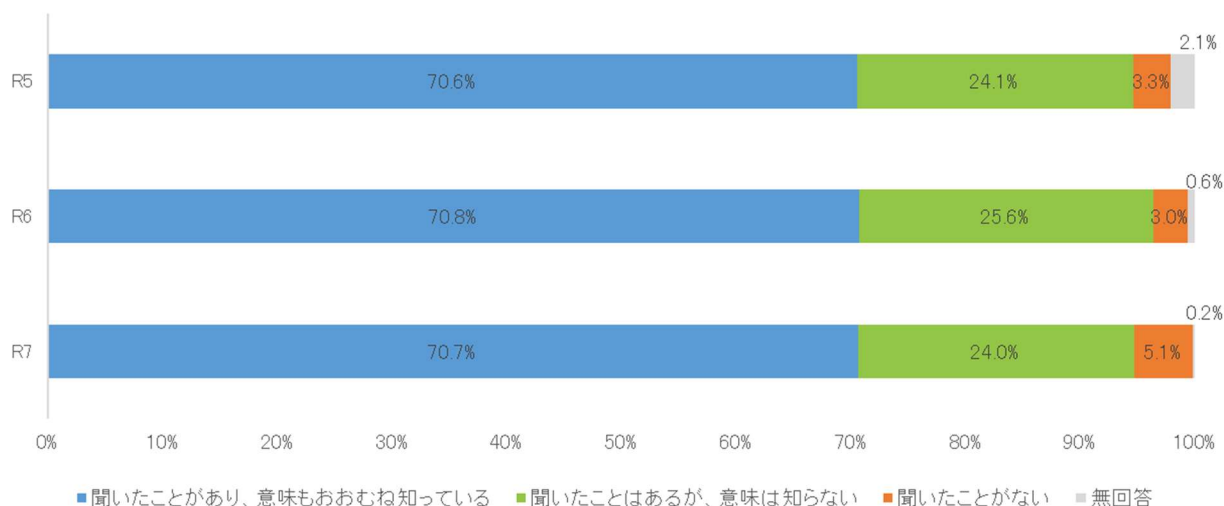


出典：「市民アンケート」より抜粋

5 多様性に関する認知度

(1) LGBTQ+に関する認知度について

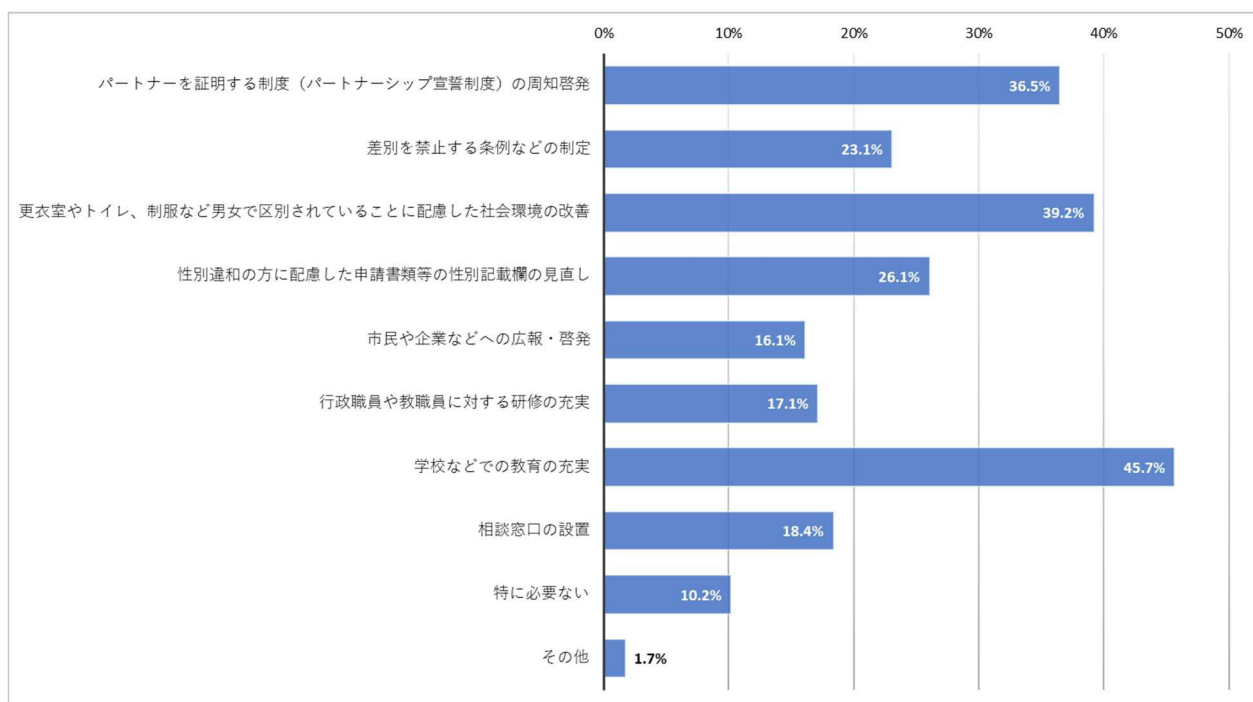
市民アンケートの「LGBTQ+」や「性的マイノリティ」という言葉について、あてはまるものをお選びください」の設問に対し、「聞いたことがあり、意味も知っている」が70.7%、「聞いたことはあるが、意味は知らない」が24.0%、「聞いたことがない」が5.1%となっています。



出典：「市民アンケート」より抜粋

(2) 多様な性への理解に必要なことについて

上記(1)の設問で「聞いたことがあり、意味も知っている」と市民アンケートで答えた方に対する「今後、多様な性への理解を進めるために何が重要だと思いますか」の設問には、「学校などでの教育の充実」が45.7%と最も多く、次いで「更衣室やトイレ、制服など男女で区別されていることに配慮した社会環境の改善」が39.2%となっています。



出典：「市民アンケート」より抜粋

第2節 第4次いちのせき男女共同参画プランの取組による成果

1 第4次いちのせき男女共同参画プランの概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 計画期間 | 令和3年度から令和7年度 |
| (2) 基本理念 | 誰もが互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが 輝くまちづくり |
| (3) 基本目標 | 1 男女共同参画の視点に立った意識改革の促進
2 個性を尊重し、能力を認め合うことができる社会の構築
3 安心して生活できる環境づくり |

2 第4次プランの主な取組

(1) 男女共同参画の意識を高める

- ・ 市民向けには、落語を活用した講演会などを開催し、親しみやすい形式で男女共同参画の重要性を伝えた。また、高校、企業、地域団体等を対象に出前講座を実施し、幅広い層への啓発活動を展開した。
- ・ 男女共同参画の意識啓発を目的として、市民センター職員及び市職員を対象に研修を実施した。
- ・ 市ホームページや広報誌を通じて施策や市民意識調査の結果を紹介した。男女共同参画週間には図書館などにおいてパネル展示及び関連図書の企画展などを実施し、市民の関心を高める取組を行った。

(2) 個性と能力を認め合う

- ・ 市内の小中学校では、道徳や特別活動を通じて人権及び男女平等に関する学習を推進し、児童生徒が互いを尊重しながら学校生活を送る環境づくりを進めた。これにより、固定的な性別役割分担意識の解消を図った。
- ・ 障がい者福祉まつりや「みんなのスポーツフェスタ」など、障がいの有無に関わらず誰もが参加できるイベントを通じて、相互理解と共生の意識を育んだ。また、パートナーシップ宣誓制度の周知や性別欄の廃止など、多様性への配慮を進めた。
- ・ 多文化共生の推進に向けては、ワークショップや国際交流事業を実施し、異なる文化や価値観を尊重する姿勢の醸成に努めた。

(3) 女性の活躍支援

- ・ 女性のキャリアアップを支援するため、若手・中堅社員及び経営者を対象としたセミナーを複数回開催した。セミナーでは、職場環境の改善やキャリア形成に関する知識を提供した。
- ・ 市の審議会では女性委員の登用を推進し、防災会議においては女性比率を大幅に引き上げた。また、女性活躍会議を開催し、意見を施策に反映した。
- ・ 女性の起業支援としては、女性向けの起業応援講座や相談窓口を設置したほか、農業分野においては女性認定農業者の増加を目指した支援を実施した。出産・育児期間中の経営維持を支援する事業も展開し、女性の活躍を後押しした。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 仕事と生活の両立や、多様な働き方の啓発を行うため、企業への出前講座や市民を対象とした子育てセミナー、市民向け講座を実施し、男性の家事、育児、介護、地域活動などへの参加について啓発を行った。
- 各種イベント時における託児サービスの実施や放課後児童健全育成事業の充実、延長保育など多様な保育サービスの充実などを図り、保育や子育てに関する多様なニーズに対応したサービスに取り組んだ。
- 健康相談、健康づくり講演会の開催など、働く男女のための健康管理対策に向けた取組を進めた。

(5) DVやハラスメントをなくす

- DVやハラスメントに関する相談体制の強化を図るため、女性相談支援員、こども家庭支援員及び教育相談員を配置し、被害者への助言及び支援を行った。市民向けには、リーフレットの配布や公共施設での情報提供を通じて啓発活動を展開した。
- 市営住宅への優先入居支援など、DV被害者の安全確保に向けた具体的な措置を講じた。民生委員・児童委員及び一関市社会福祉協議会等の関係機関との連携による情報共有も行き、地域ぐるみでの支援体制を強化した。
- 市職員に対しては、ハラスメント研修を実施し、職場環境の改善及び意識改革を促進した。教育現場では、こども悩みごと相談電話の設置や定期訪問による相談対応を行い、児童虐待の未然防止に取り組んだ。

3 主な指標の達成状況

第4次いちのせき男女共同参画プラン 指標 達成状況

指標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	目標値の詳細	令和7年度 (令和6年度)	実績値の詳細	これまでの取組に対する評価
1 男女共同参画の視点に立った意識改革の促進							
男女共同参画の意識を高める							
(1) 社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思う人の割合	%	21.2	50.0以上	平等だと思う人を過半数にすることを旨す	14.0	市民意識調査の結果による	市民向け講演会、出前講座、パネル展などの啓発活動を実施したが、目標達成に至らなかった。
(2) 男女共同参画サポーター認定者数	人	75	90 (5年間合計)	年間3人の登録を旨す	92	令和7年度新規認定者5人	市ホームページ等を活用した周知に努めた結果、目標を達成することができた。
(3) 中学校を対象とした人権啓発事業の実施回数	回	6	40 (5年間合計)	毎年5～6校での実施を旨す	(60)	各種人権啓発事業に係る実施回数	各中学校での積極的な取組により、目標を達成することができた。
2 個性を尊重し、能力を認め合うことができる社会の構築							
個性と能力を認め合う							
(1) LGBT、性的マイノリティについて聞いたことがあり、意味も知っている人の割合	%	61.3	87.0	現状値に対して概ね25%増を旨す	70.7	市民意識調査の結果による	パートナーシップ宣誓制度の創設や、パネル展での周知など、多様性への配慮を進め、現状値を9.4ポイント上回ったが、目標達成には至らなかった。
(2) 市民向け講座、出前講座などのうち、個性の尊重や多様性に関する講座の実施回数	回/年	1	8	年間8回の実施を旨す	(7)	男女共同参画市民講座の開催	市ホームページ等を通じた周知によって、現状値を6回/年上回ったが、目標達成には至らなかった。
女性の活躍支援							
(1) 男女それぞれの委員数が委員総数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合	%	48.9	60.0	現状値に対して概ね10%増を旨す	(46.0)	市調べ	市の各部署との連携により女性委員の登用などに取り組んだが、目標達成には至らなかった。
(2) 職場で男女が平等だと思う人の割合	%	35.4	50.0以上	平等だと思う人を過半数にすることを旨す	34.2	市民意識調査の結果による	企業等を対象とした出前講座の実施などの啓発活動に努めたが、目標達成には至らなかった。
3 安心して生活できる環境づくり							
仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス)							
(1) 家事・育児等の役割を夫婦、家族で協力する割合	%	40.5	65.0	現状値に対して概ね25%増を旨す	38.7	市民意識調査の結果による	市民向け講演会、出前講座、パネル展などの啓発活動を実施したが、目標達成に至らなかった。
(2) 保育園等への待機児童数	人/年	18	0	待機児童ゼロを旨す。	(3)	年度末時点	担当課を中心とした取組により待機児童は大幅に減少したが、目標達成には至らなかった。
DVやハラスメントをなくす							
(1) DV防止法の名称または内容を知っている人の割合	%	79.3	90.0	県の配偶者暴力防止対策推進計画に合わせ90%を旨す	90.8	市民意識調査の結果による	市民向けリーフレットの配布や公共施設における情報提供などの啓発活動の展開により、目標を達成した。
(2) 配偶者等からの暴力に関する市への相談件数	件/年	137	120	現状値に対して概ね10%減を旨す	(205)	面談: 65件 電話: 140件	DV事案の減少を図ることにより相談件数の減を旨したが、目標達成には至らなかった。

第3節 プラン策定に係る市民ワークショップの開催結果

プラン策定にあたり、市民の意見を計画に反映させるため、職場や地域における男女共同参画の現状や将来像について検討するワークショップを開催しました。

I 男女共同参画ワークショップ（二十歳のつどい実行委員会）

- 1 期 日 令和7年9月9日（火）
- 2 場 所 一関文化センター 多目的室
- 3 参加者 二十歳のつどい実行委員会委員 16名
- 4 テーマ (1) 一関市は、男女共同参画の視点から、住みやすいまちだと思いますか？
(2) 一関市が、性別に関係なく住みやすいまちになるためには、何が必要だと思いますか？
- 5 意見の概要
 - (1) 一関市は、男女共同参画の視点から、住みやすいまちだと思いますか？
 - ・ 男女間に未だに差があると感じる。（例：学校の出席番号、結婚時の服装マナー、レディファーストなど）
 - ・ 女性が発言しづらい場面が多い。
 - ・ 家庭の中でも、父母の世代と祖父母の世代では価値観の違いがある。
 - ・ LGBTQ+やジェンダー表現に対する世代間の価値観の違いがある。
 - ・ 髪色などの外見に関する暗黙のルールが男女で異なる。
 - ・ そもそも暮らしている中で、ジェンダーギャップを気にしたことがない。
 - (2) 一関市が性別に関係なく住みやすいまちになるためには、何が必要だと思いますか？
 - ・ 男女それぞれの得意分野を活かし、補い合う社会が理想。
 - ・ 大企業並みの福利厚生のある働き先があると、若者が地域に残ると思う。
 - ・ 多様な価値観を発信する情報提供が必要。
 - ・ 異なる考え方を持つ人々との対話の場を設けることで理解を深める。
 - ・ 賛同できなくても「こういう人もいる」と思えるような共感の土壌づくりが重要。
 - ・ トイレの設備を男女比に応じて見直す。

II 男女共同参画ワークショップ（市内企業）

- 1 期 日 令和7年9月19日（金）
- 2 場 所 一関文化センター 多目的室
- 3 参加者 市内企業に勤務する方6名、男女共同参画サポーター1名
- 4 テーマ (1) 職場における男女共同参画に関する現状と課題
(2) 男女共同参画社会を実現するための目指すべき将来像
- 5 意見の概要
 - (1) 職場における男女共同参画に関する現状と課題
 - ① 昇進・キャリア形成における男女格差

- ・ 管理職登用において、女性が昇進しづらい構造が残っている（例：転勤・人脈形成が必要な職種）。
 - ・ 工場勤務はかつて男性中心だったが、現在は女性も多く活躍している。
- ② 育児・介護支援制度の課題
- ・ 保育園の祝日・延長保育の対応が不十分で、働く親にとって負担が大きい。
 - ・ 子育て支援制度があっても、情報が届いておらず利用されていない。
- ③ 地域・文化による障壁
- ・ 高校卒業後に地元に残らない若者が多く、職場不足が一因となっている。
 - ・ 家事を女性が担うという文化が根強く、働く女性の負担になっている。
- (2) 男女共同参画社会を実現するための目指すべき将来像
- ① 育児・家事の分担と支援の強化
- ・ 育児休業は「誰かが取った」という実績があると広まりやすい。
 - ・ ゴミ出しや家事を男女問わず分担することが、共同参画の切り口になる。
 - ・ 少子化対策として、結婚・出産・育児の支援を一体的に進める必要がある。
- ② 情報発信と制度の見える化
- ・ 支援制度の見える化と発信が必要。
- ③ 地域・企業連携による支援体制の構築
- ・ 工業団地内に共同保育施設を設置するなど、企業間連携による支援が求められる。

Ⅲ 男女共同参画ワークショップ（地域協働体）

- 1 期 日 令和7年9月19日（金）
- 2 場 所 一関文化センター 多目的室
- 3 参加者 地域協働体職員9名、男女共同参画サポーター1名
- 4 テーマ (1) 地域における男女共同参画に関する現状と課題
(2) 男女共同参画社会を実現するための目指すべき将来像
- 5 意見の概要
 - (1) 地域における男女共同参画に関する現状と課題
 - ① 男女共同参画に関する意識・文化的背景
 - ・ 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っている。
 - ・ 若い世代では男女共同参画が自然に浸透しており、世代間の意識差が課題。
 - ② 地域活動・会議への参加状況
 - ・ 地域の会議や意思決定の場では男性が圧倒的に多く、女性の参加は少ない。
 - ・ 若い世代では女性のPTA会長などが増えており、意識の変化が見られる。
 - ・ 女性は役職に就いていないと発言しづらい雰囲気がある。
 - ・ 敬老会などでは、男性は飲み会中心、女性は料理・片付けなどを担当する傾向。
 - ・ 自治会長や区長などの役職はほぼ男性が占めている。
 - ③ イベント・活動への参加傾向
 - ・ ベトナム料理講座や韓国語講座など、多文化交流を通じた参画の促進が有効。
 - ・ 男女共同参画を前面に出すよりも、目的に応じた手段として位置づける方が効果的。

- ④ 避難所運営に関する視点
 - ・ マニュアル整備が遅れており、実際の運営に不安がある。
 - ・ トイレや仕切り、備蓄などの設備が不十分で、避難所として機能しづらい。
 - ・ 女性や高齢者、ペット連れなど多様なニーズへの対応が課題。
- (2) 男女共同参画社会を実現するための目指すべき将来像
 - ① 女性の参加促進と女性リーダー育成
 - ・ 女性が発言しやすい場づくりとして「女性だけの会議」も有効ではないか。
 - ・ 女性リーダーの実例を紹介し、参加のハードルを下げる工夫が必要。
 - ・ PTAなどで活躍する女性が仲間を巻き込むことで参加者が増える。
 - ② 世代間の意識差と研修の必要性
 - ・ 高齢層への意識改革には研修会や講演会が有効。
 - ・ 男女共同参画を進めるには、まず職員が理解し、意識を持つことが必要。
 - ・ 男女共同参画を「難しく考えすぎない」ことが大切。身近な活動から始めるべき。
 - ・ 性別を男女のみに限る「男女共同参画」という用語に違和感を覚える。
 - ③ 若者の定着と地域活性化
 - ・ 都会の魅力に対抗するには、長期的視点で地域の魅力を育てる必要がある。
 - ・ 女性の働く場所を確保すべき。
 - ・ 地域でこどもを育てる雰囲気づくりが重要。
 - ④ 多様性の受容と外国人市民等への対応
 - ・ 外国人市民等（フィリピン、ベトナムなど）との交流や受け入れを進めるべき。
 - ・ 外国人市民等が地域活動に参加しやすい環境づくりが求められる。
 - ⑤ 地域防災と男女共同参画
 - ・ 災害時には女性が中心となる場面も多く、男女の役割分担と協力が不可欠。
 - ・ 避難所運営において女性のプライバシーや安全への配慮が必要。
 - ・ ダンボールの仕切りなど、物理的な対策が進んでいるが、意識面での浸透が必要。

第4節 ジェンダー平等をめぐる課題

1 ジェンダー平等の意識を高める

市民意識調査やワークショップでは、「男女共同参画」という用語に対する意識の変化や、世代間での理解の差異が課題として挙げられました。こうした背景を踏まえ、職場や家庭、地域などあらゆる場面において、ジェンダー平等の視点に立った意識改革を継続的に推進していくことが求められています。

ジェンダー平等の推進にあたっては、すべての人がジェンダー平等の意識を持ち、物事を捉える視点、いわゆる「ジェンダーレンズ」を備えることが重要です。各人がジェンダーの視点から身の回りの社会を見つめ直し、身近な課題を自らの問題として認識し、改善に取り組むことが、社会全体のジェンダー平等の実現につながります。

また、ジェンダー平等は、あらゆる分野で求められる課題です。本市においても、政策の企画・立案・実施にジェンダーの視点を取り入れるための意識改革が必要となっています。意識改革の取組を進めるにあたっては、行政だけでなく、市民、地域団体、教育機関、企業など多様な主体との連携・協働が不可欠です。特に、若年層への教育や啓発活動を通じて、次の世代の価値観形成を支えることが重要です。

また、市民意識調査では「男性の方が社会全体で優遇されている」と感じている人が依然として50%を超えており、地域社会の制度や慣習を見直すとともに、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた取組が必要となっています。

2 地域の担い手確保と多世代・多様な人材の活躍促進

人口減少や少子高齢化が加速する中、地域社会を支える担い手の確保が喫緊の課題となっています。特に、労働力人口の減少が見込まれる中で、若者や女性、高齢者、外国人市民など、多様な人材の活躍が期待されています。地域づくりや市民活動においても、世代や属性を超えた参加と協働が求められています。

一方で、家庭内での負担が特定の層に偏る傾向があり、性別にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会の実現には、男性や家族、地域全体の理解と協力が必要です。

また、ひとり親世帯や共働き世帯の増加に伴い、仕事と家庭生活の両立を支える環境整備が重要となっています。柔軟な働き方の推進や、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた制度の充実を図ることで、誰もが自分らしく働き、暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

3 意思決定の場への女性参画の拡大

地域社会の制度や仕組みに多様な視点を反映させるためには、行政、企業、地域団体、市民活動団体など、あらゆる分野の政策・方針決定過程において、性別にかかわらず多様な人材が参画することが求められます。特に、女性の参画拡大は、意思決定の質を高め、地域の持続可能な発展につながる重要な要素です。

第4次プランで掲げた「男女それぞれの委員数が委員定数の40%以上である審議会等の割合」については、依然として目標値に達していない状況が続いています。今後は、数値目標の達成に向けた取組を継続するとともに、女性が意思決定の場で継続的に活躍できる環境整備や、登用に向けた人材育成、意識啓発の強化が求められます。

4 多様性・包摂性への理解と実践の促進

多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くためには、LGBTQ+の人や障がいのある人への差別・偏見の解消に向けた理解促進と、実効性のある取組が必要です。個性や背景の違いを認め合い、それぞれの能力や経験を地域の力として活かす視点が求められています。

また、地域社会においても国際化が進展しており、外国にルーツを持つ住民の増加に伴い、言語や文化の違いを尊重した共生の仕組みづくりが重要となっています。国際理解や協力の推進に加え、教育や地域活動を通じた交流の機会を広げることで、多文化共生の地域づくりを進めていく必要があります。

今後は、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが地域の一員として尊重され、安心して参加できる環境の整備と、包摂的な価値観の浸透を図ることが求められます。

「LGBTQ+（エルジービーティーキュー・プラス）」とは
性的指向や性自認に関する多様な人々を包括的に表す言葉です。
L：レズビアン（女性同性愛者）
G：ゲイ（男性同性愛者）
B：バイセクシュアル（両性愛者）
T：トランスジェンダー（出生時の性別と自認する性別が異なる人）
Q：クィア／クエスチョニング（既存の枠に当てはまらない人、または性のあり方を模索している人）
「+」は、これら以外にも多様な性のあり方を含むことを示しています。
LGBTQ+という表現は、性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会を目指すために用いられています。

5 長寿社会における生涯活躍といきがいづくり

「人生100年時代」を迎え、誰もが自分らしく、心身ともに健やかに暮らし続けるためには、ライフステージに応じた、働く・学ぶ・地域とつながる機会の確保と、それを支える環境づくりが不可欠です。高齢期においても、社会との関わりを持ち、役割やいきがいを感じながら活躍できる地域社会の構築が求められています。

女性には、妊娠・出産・更年期など、ライフステージに応じた健康課題があり、母性保護や女性特有の疾患への理解促進、健康づくりの支援が重要です。生涯を通じて安心して社会参画できるよう、啓発や医療・福祉との連携を強化する必要があります。

一方、男性は高齢期に地域とのつながりが希薄になりやすい傾向があることから、孤立を防ぎ、地域活動や学びの場に参加しやすい仕組みづくりが求められます。性別にかかわらず、誰

もが地域の一員として役割を持ち、互いに支え合える関係性を築くことが、持続可能な地域づくりにつながります。

6 困難な問題を抱える女性の支援体制の強化

配偶者等からの暴力（DV）や家庭内の問題、経済的困窮、児童虐待、職場・学校・地域におけるハラスメントなど、多様な困難を抱える人々の相談件数は増加傾向にあります。これらの問題は、個人の尊厳を脅かす深刻な人権侵害であり、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、DV・ハラスメントの根絶と様々な困難な問題を抱える女性の支援体制の強化が求められます。

さらに、DV・ハラスメントを許さない社会的意識の醸成に向けて、学校・職場・地域における啓発活動の強化や相談窓口の周知が求められます。

7 防災・危機管理におけるジェンダー視点の導入

地震、台風、豪雨などの大規模災害が頻発する中、災害はすべての人々の生活を脅かすだけでなく、非常時における家事・育児・介護などの家庭的責任が平常時の役割分担のまま継続されることで、特定の性別に負担が偏る懸念があります。避難所や仮設住宅などの生活環境においても、性別や年齢、障がいの有無などに応じた配慮が十分でない場合、さらなる困難を生む可能性があります。

そのため、防災・危機管理においては、平常時からジェンダーの視点を取り入れた体制づくりが求められます。災害対応に関わる意思決定の場に性別に関わらず多様な人材が参画できるようにし、避難所運営や物資配布、情報提供などの場面でも、性別に配慮した対応を徹底する必要があります。

また、災害時における性暴力やハラスメントの防止、プライバシーの確保、衛生用品の適切な供給など、女性やこども、高齢者などのニーズに応じた支援体制の整備も重要です。地域防災計画や訓練においても、ジェンダーの視点を反映させることで、誰もが安心して避難・生活できる災害対応を図る必要があります。

第3章 プランの基本理念、 基本目標及び施策の方向性

第1節 基本理念

第2節 基本目標

第3節 施策の方向性

第3章 プランの基本理念、基本目標及び施策の方向性

第1節 基本理念

次に掲げる基本理念のもと、施策の柱となる「基本目標」を定め、ジェンダー平等の実現に向けた各施策の推進を図ります。

互いの違いを認め合い 支え合い 誰もが可能性を発揮できるまちづくり

第2節 基本目標

1 ジェンダー平等の視点に立った意識改革の促進

すべての人が性別にかかわらず尊重され、能力を発揮できる社会の実現に向けて、ジェンダー平等の重要性を広く共有し、地域全体で意識改革を進めます。

市では、あらゆる分野におけるジェンダー平等の実現を目指して、政策の企画・立案・実施にジェンダーの視点を取り入れるよう意識改革を進めます。

また、すべての人がジェンダー平等の意識を持ち、物事を捉える視点、いわゆる「ジェンダーレンズ」を身につけられるよう、啓発活動に取り組みます。

2 個性を尊重し、誰もが能力を発揮できる地域社会の構築

持続可能な地域社会の実現に向けては、年齢や性別、背景にかかわらず、一人ひとりの個性と能力が尊重され、活かされる環境が不可欠です。特に若者や女性が「この地域で自分らしく働き、暮らしたい」と感じられるよう、柔軟な働き方や多様なキャリア支援、登用の機会を広げるとともに、固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を目指します。個人の可能性が地域の活力につながるよう、誰もが参画しやすい地域社会づくりを推進します。

「固定的な性別役割分担意識」とは

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分けることです。

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは

本人が意識しないままに持っている固定観念や偏見のことです。ジェンダー平等の分野では、「男性は仕事、女性は家庭」「女性は理系に向いていない」「育児は母親が担うべき」といった 固定的な性別役割分担意識 が典型例です。

3 誰もが安心して生活できる環境づくり

すべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に加え、暴力や差別のない安全な環境づくりを進めます。特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、DV（配偶者等からの暴力）、性暴力、経済的困窮、孤立など複合的な課題に直面する女性が、地域の中で安心して相談し、必要な支援を受けられる体制を整備します。

また、防災の場面におけるジェンダー平等を推進し、特に女性の地域防災リーダーの育成とともに、国のガイドラインなどを参考に、各種マニュアルの見直しに取り組みます。

第3節 施策の方向性

1 ジェンダー平等の意識を高める

すべての人が性別にかかわらず尊重される社会の実現に向けて、地域全体でジェンダー平等の重要性を共有し、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めます。

家庭教育・学校教育・地域活動などあらゆる場面で、発達段階に応じた教育や学習機会を提供し、こどもから大人まで、各世代・ライフステージに応じたジェンダー平等の理解促進を図ります。

また、市民センターでの講座開設や男女共同参画サポーターの活動支援、情報発信を通じて、誰もが参画しやすい環境づくりを進めます。

2 個性と能力を認め合い、多様性を尊重する

年齢・性別・国籍・障がいの有無・性的指向・性自認などにかかわらず、すべての人が自分らしく生きられる地域社会の構築を目指します。

家庭・地域・職場など様々な場面で、性別による固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、性的指向や性自認に関する理解の促進、障がいのある人々への合理的配慮の推進、外国人市民等への文化的理解の深化など、それぞれの背景に応じた啓発や人権教育を充実させます。

3 女性の活躍支援と意思決定への参画拡大

政策や方針決定過程における女性の参画を拡大するため、市の審議会等への女性登用を促進し、意思決定の場に多様な視点を取り入れます。

農林業・商工業・地域活動など、あらゆる分野で女性が意欲と能力を発揮できるよう、職場環境の整備や支援体制の充実を図ります。

また、防災・地域づくりなどの分野においても、ジェンダー平等の視点に立った取組を推進し、女性の参画とリーダーシップを支援します。

4 若者・女性が活躍でき、暮らしやすい環境づくり

若者・女性が暮らしやすい、働きやすい環境を目指し、家庭や地域、職場での性別による固定的な役割分担の解消に向けた取組を進めます。また、女性活躍や若者活躍を体現していると考えている人に意見を聞き、若者や女性の活躍に関するアイデアやヒントを受け取り、施策に反映していきます。

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

誰もが希望する生き方を選択できるよう、柔軟な働き方や両立支援制度の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。

子育てと就労の両立が困難なひとり親世帯やダブルケア世帯など、生活上の困難に直面しやすい人々への相談窓口や支援内容の周知を行います。

6 暴力のない社会、困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる社会の実現

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、DV（配偶者等からの暴力）、性暴力、経済的困窮、孤立など複合的な課題に直面する女性が、地域の中で安心して相談ができ、必要な支援につながる体制を整備します。

幼少期からの発達段階に応じた性教育や人権教育の充実を図り、暴力や差別のない地域文化を育みます。

また、職場などでのハラスメント防止に向けて、関係機関との連携による相談体制の強化を推進します。

7 防災におけるジェンダー平等の推進

災害時には、避難所の運営や情報共有、生活環境の整備など、さまざまな場面で多様なニーズへの対応が求められます。しかし、従来の男性中心の防災体制では、女性や子どもなどの視点が十分に反映されないことが課題となってきました。女性の防災リーダーを育成し、防災の場面で女性の視点を反映することは、誰もが安心して避難・生活できる環境を整えるために不可欠です。

防災の場面におけるジェンダー平等を推進し、女性の地域防災リーダーの育成とともに、国のガイドラインなどを参考に、各種マニュアルの見直しに取り組みます。

第4章 各種施策の展開

第1節 プランの体系

第2節 重点施策

第3節 基本施策

- 1 ジェンダー視点に立った意識改革の促進
- 2 個性を尊重し、誰もが能力を発揮できる地域社会の構築
- 3 誰もが安心して生活できる環境づくり

第4節 主な指標

第4章 各種施策の展開

第1節 プランの体系

いちのせきジェンダー平等推進プラン（第5次いちのせき男女共同参画プラン）体系図

基本理念	基本目標	施策の方向性	基本施策
<p>互いの違いを認め合い 支え合い 誰もが可能性を發揮できるまちづくり</p>	1 ジェンダー平等の視点に立った意識改革の促進	(1) ジェンダー平等の意識を高める	① 各世代でのジェンダー平等に関する啓発 重点施策
			② 地域団体や民間団体等と連携した取組の促進
			③ 男女共同参画サポーター等の活動支援
			④ ジェンダー平等に関する情報発信、市民意識調査の実施
	2 個性を尊重し、誰もが能力を發揮できる地域社会の構築	(1) 個性と能力を認め合い、多様性を尊重する	① 固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消
			② 個性の尊重と多様性への理解の促進 重点施策
			③ 多文化共生、国際理解の促進
			④ 幼少期からの発達段階に応じた教育など、すべての世代を対象とした人権教育の充実
		(2) 女性の活躍支援と意思決定への参画拡大 女性活躍推進法	① 政策や方針決定過程への女性の参画拡大 重点施策
			② 地域活動におけるジェンダー平等の推進
			③ 雇用、起業等におけるジェンダー平等の推進
			④ 女性のキャリアサポートの充実
	(3) 若者・女性が活躍でき、暮らしやすい環境づくり	① 若者・女性に魅力のある環境づくり 重点施策	
	3 誰もが安心して生活できる環境づくり	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	① 男性の家事・子育て・介護、地域社会等への参加促進
			② 仕事と生活の調和を実現するための保育や子育て支援サービスの展開
③ 仕事と生活の調和の啓発と促進			
(2) 暴力のない社会、困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる社会の実現 DV防止法 困難女性支援法		① 暴力をなくすための教育の充実	
		② DVやハラスメントの根絶に関する啓発	
		③ 困難な問題を抱える女性に対する相談体制の強化	
(3) 防災におけるジェンダー平等の推進		① 防災・災害復旧時における意思決定過程への女性の参画拡大	
		② ジェンダー平等の視点に立った防災の取組強化	

第2節 重点施策

本プランの基本理念や目標の達成に向けて、特に重点的に取り組む具体的施策を「重点施策」として掲げます。

重点施策1

各世代でのジェンダー平等に関する啓発

すべての人がジェンダー平等の意識を持ち、物事を捉える視点、いわゆる「ジェンダーレンズ」を身につけられるよう、啓発活動に取り組みます。

重点施策2

個性の尊重と多様性への理解の促進

一人ひとりが、自分らしく生きることができる社会を実現するため、個性を尊重し、能力を認め合い、多様性への理解の促進を図ります。

重点施策3

政策や方針決定過程への女性の参画拡大

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大する取組を進め、女性が活躍できる環境づくりを進めます。

重点施策4

若者・女性に魅力のある環境づくり

若者・女性が暮らしやすい、働きやすい環境を目指し、家庭や地域、職場での性別による固定的な役割分担の解消に向けた取組を進めます。

第3節 基本施策

1 ジェンダー平等の視点に立った意識改革の促進



(1) ジェンダー平等の意識を高める

① 各世代でのジェンダー平等に関する啓発

主な取組	実施主体
市民センターなどにおけるジェンダー平等に関する講座の実施	市民、地域団体、民間事業者、学校、行政
若者世代向けの人権、ジェンダー平等に関する講座や研修等の実施	
若者を対象としたワークショップ等の実施	行政
楽しみながらジェンダー平等を学べる講座や研修等の実施	

② 地域団体や民間団体等と連携した取組の促進

主な取組	実施主体
地域団体（地域協働体など）や民間団体などにおけるジェンダー平等意識啓発講座の実施	地域団体、民間事業者、行政
ジェンダー平等出前講座、各種研修会の実施	
岩手県男女共同参画センターや関係団体と連携した取組の実施	市民、行政、民間事業者

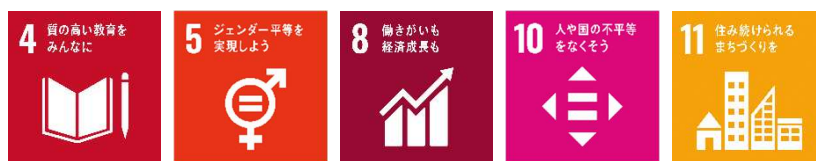
③ 男女共同参画サポーター等の連携、活動支援

主な取組	実施主体
男女共同参画サポーターや関係団体との連携、活動支援	男女共同参画サポーター、一関市男女共同参画を推進する会

④ ジェンダー平等に関する情報発信、市民意識調査の実施

主な取組	実施主体
ジェンダー平等に関する関係団体などの各種情報の収集	行政
ジェンダー平等に関する意識啓発や、市及び関係団体などの事業のホームページやSNS、パネル展などを通じた情報提供	
市民意識調査の実施	
市民や企業、関係団体に対するヒアリング・意見交換の実施	
若者を対象としたワークショップ等の実施（再掲）	
女性を対象としたワークショップ等の実施	

2 個性を尊重し、誰もが能力を発揮できる地域社会の構築



(1) 個性と能力を認め合い、多様性を尊重する

① 固定的な役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

主な取組	実施主体
固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発	市民、地域団体、行政
地域団体（地域協働体など）や民間団体などにおけるジェンダー平等意識啓発講座の実施（再掲）	
ジェンダー平等出前講座、各種研修会の実施（再掲）	民間事業者、行政、男女共同参画サポーター

② 個性の尊重と多様性への理解の促進

主な取組	実施主体
市民センターなどにおける個性の尊重や多様性理解に関する講座の実施 多様性を尊重した環境整備の推進	市民、民間事業者、学校、行政

③ 多文化共生、国際理解の促進

主な取組	実施主体
国際交流団体などとの連携による多文化共生事業の実施	市民、地域団体、行政
多言語による市政情報の発信	
外国人市民等が地域活動に参加しやすい環境整備の推進	

④ 幼少期からの発達段階に応じた教育など、すべての世代を対象とした人権教育の充実

主な取組	実施主体
学校等における人権、ジェンダー平等などに関する教育の推進	学校、幼稚園・保育園・こども園、行政

(2) 女性の活躍支援と意思決定への参画拡大

① 政策や方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組	実施主体
各種団体などの女性の参画拡大に関する取組の要請	市民、地域団体、民間事業者、行政
市の各種審議会などの委員構成の見直し	
市の各種審議会における公募委員制や人材バンク（まちづくりスタッフバンク）の積極的な活用	
市職員の性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した職員の登用推進	

② 地域活動におけるジェンダー平等の推進

主な取組	実施主体
男女共同参画サポーター養成講座などの周知	市民、民間事業者、行政
女性リーダーの育成・交流・研修事業などの実施	
地域団体（地域協働体など）や民間団体などにおけるジェンダー平等意識啓発講座の実施（再掲）	
いちのせき名人・達人バンクの活用による女性活躍の推進	行政
女性を対象としたワークショップ等の実施	

③ 雇用、起業等におけるジェンダー平等の推進

主な取組	実施主体
ジェンダー平等出前講座、各種研修会の実施（再掲）	民間事業者、行政
一般事業主行動計画の促進及び周知	
起業に関する講座や相談窓口の開設	

④ 女性のキャリアサポートの充実

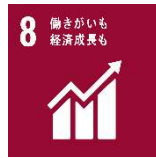
主な取組	実施主体
職業訓練・講習などの実施、情報提供	民間事業者、行政
雇用相談や各種窓口でのキャリアサポートの実施	

(3) 若者・女性が活躍でき、暮らしやすい環境づくり

① 若者・女性に魅力のある環境づくり

主な取組	実施主体
女性活躍会議・若者活躍会議の開催	市民、行政
若者を対象としたワークショップ等の実施（再掲）	
女性を対象としたワークショップ等の実施（再掲）	

3 誰もが安心して生活できる環境づくり



(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

① 男性の家事・子育て・介護、地域社会等への参加促進

主な取組	実施主体
男性の家事・子育て・介護、地域社会等への参加促進に向けた各種講座の開催	市民、地域団体、民間事業者、行政
働き方改革に関する各種講座、研修会の開催	
男性職員の育児・介護休暇取得の促進	

② 仕事と生活の調和を実現するための保育や子育て支援サービスの展開

主な取組	実施主体
各種イベントにおける託児サービスの実施	民間事業者、行政

③ 仕事と生活の調和の啓発と促進

主な取組	実施主体
仕事と生活の調和の実現に向けた各種講座等の開催	民間事業者、地域団体、行政
子育て・介護に関する各種事業の対象者への周知	行政
一関市特定事業主行動計画の推進	

(2) 暴力のない社会、困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる社会の実現

① 暴力をなくすための教育の充実

主な取組	実施主体
学校における人権、ジェンダー平等などに関する教育の推進（再掲）	学校、行政
若者世代向けの人権、ジェンダー平等に関する講座や研修等の実施（再掲）	

② DVやハラスメントの根絶に関する啓発

主な取組	実施主体
DV・デートDV等の根絶や防止に向けた各種講座、研修会の実施	市民、民間事業者、学校、行政
児童虐待などを防止するための地域ぐるみの取組の強化	
職場などでのハラスメント防止の普及啓発	

③ 困難な問題を抱える女性に対する相談体制の強化

主な取組	実施主体
DVやハラスメントのほか様々な困難な問題を抱える女性に対する相談体制の強化	民間事業者、学校、行政
岩手県福祉総合相談センターなどの関係機関及び地域住民との連携強化 女性相談支援員のスキル向上のための研修機会の確保	行政

(3) 防災におけるジェンダー平等の推進

① 防災・災害復旧時における意思決定過程への女性の参画拡大

主な取組	実施主体
防災訓練や防災研修会などを通じた、女性の地域防災リーダーの育成	市民、民間事業者、行政

② ジェンダー平等の視点に立った防災の取組強化

主な取組	実施主体
プライバシーの確保、男女別のニーズの違いを踏まえた物資の備蓄など、ジェンダー平等の視点に立った災害に関する各種マニュアル及び防災環境などの見直し	民間事業者、行政

第4節 主な指標

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	目標値の考え方	備考
1 ジェンダー平等の視点に立った意識改革の促進					
(1) ジェンダー平等の意識を高める					
① 社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思う人の割合	%	17.1	50.0	第4次プランの目標値の達成を目指す(国の第5次男女共同参画基本計画に合わせ50%)	・市民意識調査の結果による
② 男女共同参画サポーター認定者数	人	92 (令和7年度)	107 (累計)	年間3人の登録を目指す	岩手県男女共同参画サポーター登録者数
2 個性を尊重し、誰もが能力を発揮できる地域社会の構築					
(1) 個性と能力を認め合い、多様性を尊重する					
① LGBTQ+、性的マイノリティについて聞いたことがあり、意味も知っている人の割合	%	70.8	87.0	第4次プランの目標値の達成を目指す(現状値に対して概ね15ポイント増)	・総合計画指標 ・市民意識調査の結果による
② 市民向け講座、出前講座などのうち、個性の尊重や多様性に関する講座の実施回数	回/年	7	8	毎年8回以上の実施を目指す	・市調べ
(2) 女性の活躍支援と意思決定への参画拡大					
① 男女双方の委員がそれぞれ40%以上を占める審議会等の割合	%	46.0	60.0	第4次プランの目標値の達成を目指す(現状値に対して概ね15ポイント増)	・市調べ
② 職場で男女が平等だと思う人の割合	%	29.4	50.0	第4次プランの目標値の達成を目指す(現状値に対して概ね20ポイント増)	・総合計画指標 ・市民意識調査の結果による
(3) 若者・女性が活躍でき、暮らしやすい環境づくり					
① 若者・女性を対象としたジェンダー平等に関するワークショップ等の開催回数	回/年	0	3	毎年3回以上の実施を目指す	・市調べ
3 誰もが安心して生活できる環境づくり					
(1) 仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス)の実現					
① 家事・育児等の役割を夫婦、家族で協力する割合	%	42.2	65.0	第4次プランの目標値の達成を目指す(現状値に対して概ね20ポイント増)	・総合計画指標 ・市民意識調査の結果による
② 現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思う人の割合	%	64.2	70.0	概ね年1ポイント以上の増加を目指す	・総合計画指標 ・市民意識調査の結果による
(2) 暴力のない社会、困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる社会の実現					
① DV防止法の名称または内容を知っている人の割合	%	87.3	90.0	県の配偶者暴力防止対策推進計画に合わせ90%を目指す	・市民意識調査の結果による
(3) 防災におけるジェンダー平等の推進					
① 消防・防災セミナー指導者の認定者数(女性リーダー)	人	142 (令和7年度)	182 (累計)	毎年8人以上の認定を目指す	・市調べ

第5章 プランの推進

第1節 プランの推進体制

第2節 推進を担う主な主体とその役割

第3節 プランの進行管理

第5章 プランの推進

第1節 プランの推進体制

ジェンダー平等社会の実現には、市民一人ひとりが問題意識を持ち、自らの課題としてとらえ、身近なところから実践していくことが基本となることから、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野において、市民との協働によるプランの推進が必要となります。

また、国、岩手県、岩手県男女共同参画センター及び他市町村との情報交換や相互協力のもと、プランを推進していきます。

さらに、令和2年8月に市内在住の岩手県男女共同参画サポーターが中心となり、民間組織である「一関市男女共同参画を推進する会」が発足しました。この会をはじめとし、男女共同参画の推進に取り組む団体や個人と連携して活動の輪を広げます。

1 一関市男女共同参画プラン推進懇話会

市民や有識者で構成する一関市男女共同参画プラン推進懇話会を設置し、プランの進捗状況に関する評価やジェンダー平等推進に関し、必要な事項についての意見、提言などを行います。

2 一関市男女共同参画推進本部

ジェンダー平等推進に係る施策は広範囲にわたり、全庁的に対応する必要があるため、市役所内の推進組織として推進本部を設置し、職員の共通認識のもと総合的かつ効果的な施策の推進を図っていきます。

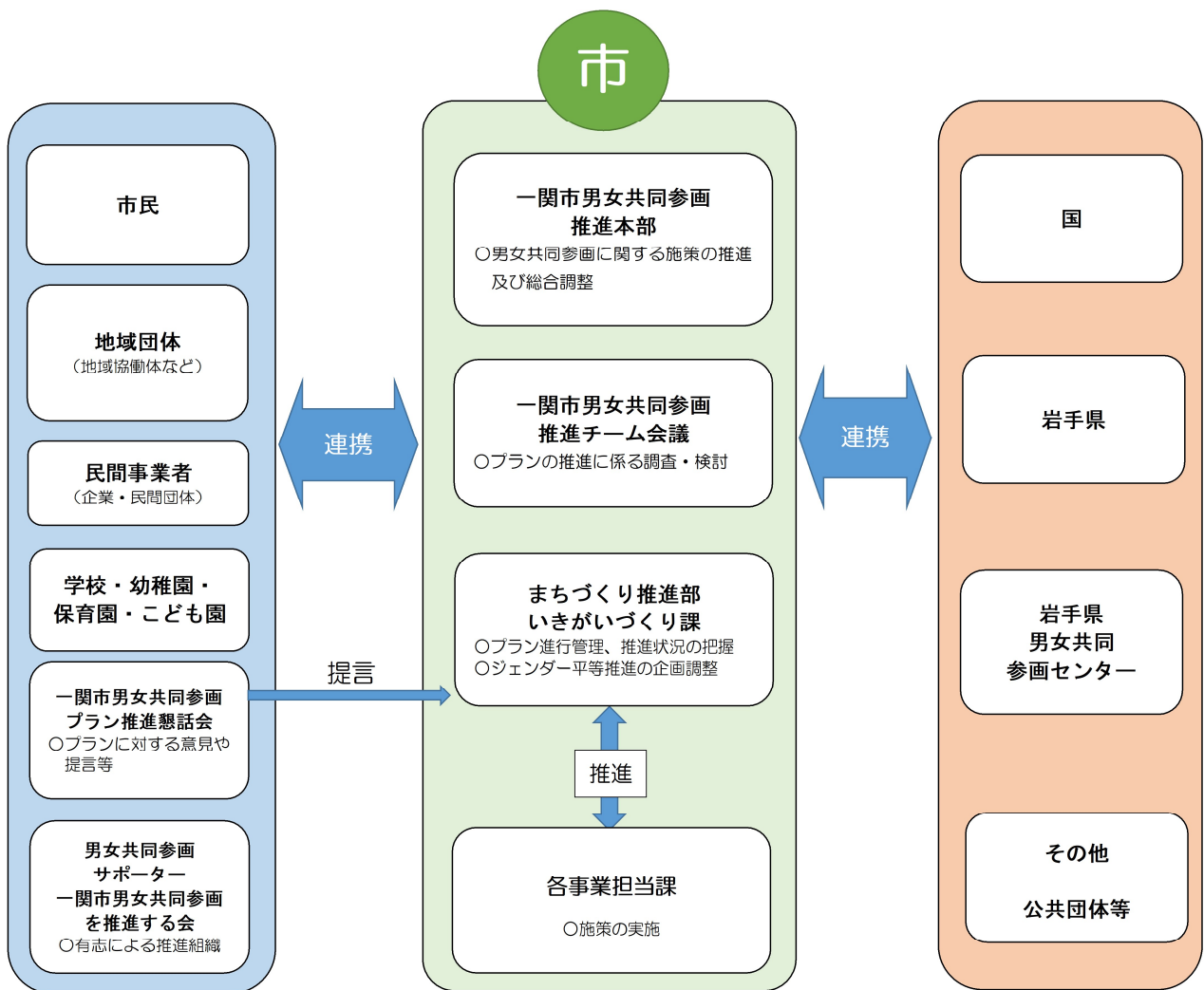
また、プランの進捗状況等の調査を行い、プランが総合的かつ効果的に推進されているかを検証し、施策を展開します。

3 一関市男女共同参画推進チーム会議

男女共同参画推進本部の下部組織として、プランの推進に関し必要な事項の調査・検討をします。

いちのせきジェンダー平等推進プラン 基本理念

互いの違いを認め合い 支え合い 誰もが可能性を発揮できるまちづくり



第2節 推進を担う主な主体とその役割

1 市民

ジェンダー平等社会の実現のために、性別にかかわらず、市民一人ひとりがジェンダー平等を自らの課題としてとらえ、それぞれの家庭や地域で身近なところから取り組むことが期待されます。

2 地域団体（地域協働体など）

ジェンダー平等社会を実現するためには、地域で活動している各団体が各活動においてジェンダー平等の視点に立った取組や改善を行い、地域活動からジェンダー平等の普及啓発を推進する役割が期待されます。

3 民間事業者（企業・民間団体）

民間事業者には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現及び女性活躍の推進に関する取組を積極的に行うことが期待されます。

4 学校、幼稚園・保育園・こども園

ジェンダー平等社会の実現には、将来、大人になる子どもたちにジェンダー平等や個性の尊重、能力を認め合うことの大切さを教育する必要があり、その推進が期待されます。

5 男女共同参画サポーター

地域における男女共同参画を推進するリーダーとして、男女共同参画の情報や知識の習得を継続して行いながら、家庭や地域などそれぞれの立場で、身近なところから男女共同参画の実践者として活躍することが期待されます。

6 一関市男女共同参画を推進する会

男女共同参画サポーターの有志で結成された「一関市男女共同参画を推進する会」は、自主活動として男女共同参画の普及啓発に努めるほか、市が実施する事業などに連携して取り組むことが期待されます。

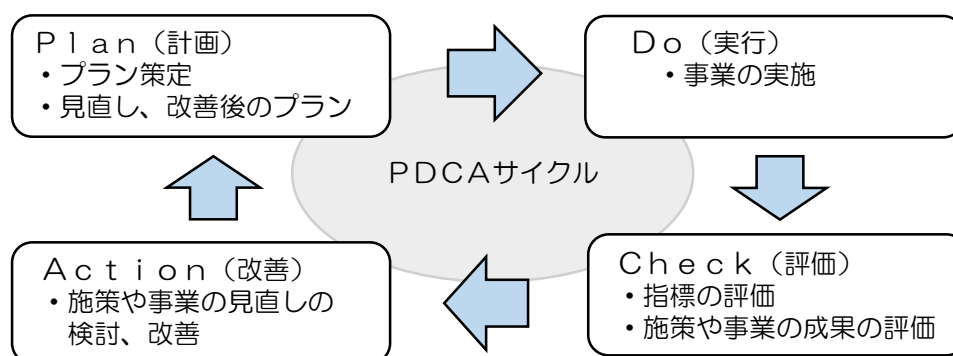
7 行政

ジェンダー平等社会を実現するため、庁内の担当部署が一体となって、それぞれの分野における施策を展開するとともに、1から6に掲げる団体等と連携を密にし、また、国や岩手県、近隣自治体と情報を共有し、連携を図りながら、ジェンダー平等の施策を推進します。

第3節 プランの進行管理

計画の推進にあたっては、Plan（計画する）、Do（実行する）、Check（評価する）、Action（改善する）の「PDCA」サイクルで計画の進行管理を行います。

プランの進捗状況は、年度ごとに把握し、一関市男女共同参画プラン推進懇話会及び一関市男女共同参画推進本部において評価・検証を行い、必要に応じて施策や事業を見直し、改善しながら計画の着実な推進を図ります。



資 料

プラン策定経過

一 関市男女共同参画プラン推進懇話会設置要綱

一 関市男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿

一 関市男女共同参画推進本部設置要綱

一 関市男女共同参画推進本部委員名簿

プラン策定経過

期 日	内 容
令和7年5月17日	第1回男女共同参画推進チーム会議 ・令和6年度市民意識調査結果の説明、第5次プラン策定方針及び策定スケジュールなどについて協議
6月24日	第1回男女共同参画推進本部会議 ・令和6年度市民意識調査結果の説明、第5次プラン策定方針及び策定スケジュールなどについて協議
7月4日	第1回男女共同参画プラン推進懇話会 ・令和6年度市民意識調査結果の説明、第5次プラン策定方針及び策定スケジュールなどについて協議
8月14日～9月12日	令和7年度男女共同参画推進市民意識調査
9月9日	市民ワークショップ（二十歳のつどい実行委員会）
9月17日	市民ワークショップ（市内企業） 市民ワークショップ（地域協働体）
10月15日	第2回男女共同参画プラン推進懇話会 ・令和7年度市民意識調査結果および市民ワークショップ結果の説明、プランの骨子について協議
11月10日	第3回男女共同参画プラン推進懇話会 《講演聴講》 講師 特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事 大崎 麻子 氏 演題 「男女共同参画は持続可能な地域の要 ～豊岡メソッドから学ぶ具体的な手法～」 《懇話会》研修会の内容を踏まえた課題と取り組みについて意見交換
11月13日～18日	男女共同参画推進チーム会議メンバーからの意見聴取
11月27日	第4回男女共同参画プラン推進懇話会 ・プランの基本理念および案について協議
12月10日	第2回男女共同参画推進チーム会議 ・プランの案について協議（主な指標など）
12月23日	第5回男女共同参画プラン推進懇話会 ・パブリックコメントの実施に向けたプランの案について協議
令和8年1月26日	政策調整会議 ・プランの案について説明
1月26日～2月8日	パブリックコメント実施
2月4日	議会（総務常任委員会）説明 ・プランの案について説明
2月13日	第6回男女共同参画プラン推進懇話会 ・プランの案について協議
2月28日	男女共同参画連携推進会議 ・男女共同参画サポーターに対してプランの案について説明
3月16日	第2回男女共同参画推進本部会議 ・プランの案について協議
3月23日	庁議 ・プランの策定

一関市男女共同参画プラン推進懇話会設置要綱

平成18年3月10日
告示第28号

(設置)

第1 一関市の男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定及び推進に当たり市民の意見を広く反映させるため、一関市男女共同参画プラン推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について、意見又は提言を述べるものとする。

- (1) プランの策定に関する事。
- (2) プランに掲げる施策の進行管理に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プランの推進に関し市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3 懇話会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体の職員
- (3) 公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会は、市長が招集する。

(意見の聴取)

第7 懇話会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 懇話会の庶務は、まちづくり推進部いきがづくり課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

制定文 抄

平成18年4月1日から施行する。

改正文(平成20年告示第81号抄)

平成20年4月1日から施行する。

前 文(平成23年3月31日告示第69号抄)

平成23年4月1日から施行する。

前 文(平成27年3月31日告示第63号抄)

平成27年4月1日から施行する。

改正文(令和2年4月1日告示第142号抄)

令和2年4月1日から施行する。

一関市男女共同参画プラン推進懇話会 委員名簿

18名（敬称略 委員五十音順）

区 分	氏 名
会 長	佐 藤 広 徳
副 会 長	伊 師 みゆき
委 員	伊 東 陸 子
	岩 沼 徹
	大 内 早智子
	大 沼 佐樹子
	小野寺 真 澄
	河 合 純 子
	熊 谷 繁 弘
	佐々木 淳 悦
	清 水 善 郎
	高 橋 栄 司
	千 葉 明 子
	千 葉 健 司
	福 岡 喜久子
	三 浦 静 子
三 浦 尚 博	
山 屋 理 恵	

任期：令和7年7月4日～令和9年7月3日

《事務局》

まちづくり推進部	部 長	小野寺 愛 人
まちづくり推進部 いきがづくり課	課 長	小野寺 和 宏
	いきがづくり係長	横 山 圭
	主 事	鈴 木 友理恵

一関市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年2月13日
告示第16号

(設置)

第1 男女共同参画に関する施策について総合的かつ効果的な推進を図るため、一関市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進及び総合調整に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の推進を図るために必要な事項に関する事。

(組織)

第3 推進本部は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長はまちづくり推進部の事務を担当する副市長を、副会長は教育長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。

- (1) 市長公室、各部、消防本部及び各支所の管理職の職員
- (2) 前号に掲げる者のほか特に必要と認める市の職員

(会長及び副会長)

第4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、推進本部の会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プラン推進チーム)

第6 プランの策定及び推進に関し必要な事項を調査及び検討させるため、推進本部にプラン推進チームを置く。

(庶務)

第7 推進本部の庶務は、まちづくり推進部いきがづくり課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

制定文 抄

平成18年2月13日から施行する。

改正文（平成18年告示第131号抄）

平成18年4月1日から施行する。

改正文（平成20年告示第80号抄）

平成20年4月1日から施行する。

前 文（平成23年3月31日告示第68号抄）

平成23年4月1日から施行する。

前 文（平成24年3月30日告示第55号抄）

平成24年4月1日から施行する。

前 文（平成27年3月31日告示第62号抄）

平成27年4月1日から施行する。

改正文（令和2年4月1日告示第127号抄）

令和2年4月1日から施行する。

一関市男女共同参画推進本部会議 委員名簿

区 分	職	氏 名
会 長	副市長	石 川 隆 明
副 会 長	教育長	時 枝 直 樹
委 員	市長公室長	今 野 薫
	総務部次長兼市民税課長	大 瀬 裕 子
	まちづくり推進部長	小野寺 愛 人
	市民環境部市民課長	千 葉 圭 子
	健康こども部保健師長	高 橋 恵
	福祉部長	山 形 雅 彦
	商工労働部長	小野寺 正 寿
	農林部長	小野寺 啓
	建設部長	阿 部 健 一
	上下水道部長	伊 東 吉 光
	花泉支所次長兼地域振興課長	菅 原 美 穂
	大東支所長	佐 藤 信 彦
	千厩支所長	菅 原 由 幸
	東山支所長	岩 淵 良 憲
	室根支所長	千 田 紀 行
	川崎支所長	藤 倉 明 美
	藤沢支所長	千 葉 紀 代
	会計管理者	中 村 由美子
	消防本部消防長	阿 部 茂
	教育次長	千 葉 せつ子
議会事務局長	細 川 了 子	
農業委員会事務局長	阿 部 繁 樹	
監査委員事務局長	及 川 和 美	

いちのせきジェンダー平等推進プラン（第5次いちのせき男女共同参画プラン）
令和8年3月

発 行 一関市
編 集 〒 021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
TEL 0191-21-2111（代表）
一関市まちづくり推進部いきがいづくり課
E-mail : ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp